

令和 6 年 度

防府市明るい選挙推進協議会総会

日 時 令和 6 年 9 月 2 5 日 (水)
午後 3 時から
場 所 防府市役所 4 号館 3 階第 1 会議室

令和6年度防府市明るい選挙推進協議会総会次第

1 選挙管理委員会委員長挨拶

2 出席者自己紹介

(1) 防府市明るい選挙推進協議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

(2) 防府市選挙管理委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃

(3) 防府市選挙管理委員会事務局職員・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃

3 議題

(1) 令和5年度啓発事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

(2) 令和6年度啓発事業計画について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

4 その他

資料 防府市明るい選挙推進協議会規約・・・・・・・・ 5～6 ページ

防府市明るい選挙推進協議会委員

任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日

氏名	選出母体
秋川 茂	防府市小学校長会
熊野 博之	防府市社会福祉協議会
国澤 雅彦	防府市老人クラブ連合会
高橋 育代	防府市女性団体連絡協議会
安村 隆博	防府市中学校長会
山内 亮太郎	防府青年会議所
山田 拓男	防府市自治会連合会

(五十音順、敬称略)

防府市選挙管理委員会委員

職名	氏名
委員長	高森 哲郎
委員長職務代理	中谷 加代子
委員	木村 珠美
委員	山内 博則

防府市選挙管理委員会事務局 TEL 25-2174 Fax 25-0193

職名	氏名
事務局長	須藤 千鶴
事務局次長	小松 知範
主任主事	岡藤 光洋

令和5年度啓発事業報告について

月 日	事 業 内 容	会 場	備 考
5月～9月	明るい選挙啓発作品の募集	優秀作品の展示 時期：1月25日～ 2月7日 場所：アスピラート 市民スペース	夏休みを利用して小・中学生 からポスター、習字、標語を 募集（1,494点応募）
7月下旬～	18歳到達者へ選挙啓発チ ラシの送付		奇数月に送付
9月1日	選挙啓発推進者合同研修会	山口県庁1階 視聴覚室	県選管・県明推協主催
9月27日	防府市明るい選挙推進協議 会総会	市役所4号館 3階第1会議室	総会の後に明るい選挙啓 発作品の一時審査を実施
10月1日	選挙啓発(防府ゆるキャラ選 挙の実施)	ルルサス防府	ほうふ市民活動フェスタ での啓発活動
11月2日	地域コミュニティフォーラ ム(中国ブロック)	山口グランドホテル 3階 末広	県選管・県明推協主催 選挙啓発研修
1月7日	若年者啓発	防府市公会堂	二十歳のつどい会場での 啓発冊子等の配布
1月19日	選挙啓発に係る出前授業	防府総合支援学校	
3月18日	山口県明るい選挙推進協議 会総会	山口県庁	県明推協主催
通 年	選挙物品の貸出し	小・中・高等学校	市選管主管

令和6年度啓発事業計画について

月 日	事 業 内 容	会 場	備 考
5月～	18歳到達者へ選挙啓発チラシの送付		奇数月に送付
6月	若者の投票立会人募集チラシの作成及び配布		山口大学、周南公立大学、山口県立大学、山口短期大学へ配布
6月～9月	明るい選挙啓発作品の募集	優秀作品の展示 (1月頃ルルサス文化センターで展示予定)	夏休みを利用して小・中・高校生からポスター、習字、標語を募集
7月28日 8月9日	小学生に選挙学習	国衙寺子屋	国衙町内会での子どもの健全育成活動
8月5日	選挙啓発推進者合同研修会	山口県庁	県選管・県明推協主催
8月28日	小学校出前授業と模擬投票	牟礼小学校	市選管主管
9月25日	防府市明るい選挙推進協議会総会	市役所4号館 3階第1会議室	啓発作品審査
9月29日	選挙啓発	防府商工	天神まちかどフェスタでの模擬投票体験
1月上旬	若年者啓発	防府市公会堂	二十歳のつどい会場での啓発冊子等の配布
1月中旬	選挙啓発に係る出前授業	防府総合支援学校	
3月	山口県明るい選挙推進協議会総会	山口県庁	県明推協主催
通 年	選挙啓発に係る出前授業・選挙物品の貸出し	小・中・高等学校	市選管主管

防府市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、防府市明るい選挙推進協議会という。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局は、防府市選挙管理委員会事務局に置く。

(目 的)

第3条 この協議会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるように有効適切な諸方策を企画し、効率的事業を実施して理想選挙の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 選挙啓発の企画及び実施
- (2) 各種資料の収集、作成及び配布
- (3) 関係団体等の連絡調整
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(委 員)

第5条 この協議会の委員は、関係団体又は機関からの推薦のあった者の中から、防府市選挙管理委員会が委嘱する。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(会長及び副会長の義務)

第7条 会長は、この協議会の会務を総括し、この協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員及び委員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会 議)

第9条 この協議会の会議は、総会（以下「会議」という。）とする。

- 2 会議は、委員全員をもって構成し、この協議会の業務に関する重要な事業について審議する。
- 3 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議長は、会長が当たる。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が総会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、昭和49年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月17日から施行する。